

「大学等における知的財産権の積極的活用等について」 (論点整理)

平成 17 年 4 月 20 日
事務局

1. 大学等における知的財産権の積極的活用

(基本的認識)

大学知的財産本部や TLO 等、全体として大学・試験研究独立行政法人(以下、「大学等」という。)の機関一元管理を原則とした知的財産権取得管理体制の整備が進んできており、大学等において取り組むべき知的財産関連施策の具体化が進みつつある。また、プロジェクト研究や競争的資金等について、その間接経費の一部を特許権等の取得及び維持管理に充当できることが明確化されるなど、大学等の知的財産取得管理活動に対する支援も充実してきている。

今後、大学等は、真に産業競争力強化につながる知的財産権の取得にこれまで以上に積極的に取り組むよう、その管理体制を確立すべきではないか。政府は、施策の具体化を進めていく上で直面している課題に対して、大学等がその自主性に基づき自らの特長を生かした取り組みを推進できるように、必要な環境整備を行うべきではないか。

また大学等は、優れた知的財産の創造や活用(技術移転等)に対しても積極的に取り組む必要があるが、組織風土の違う大学等と産業界では、研究成果である知的財産に対する考え方、知的財産権の取り扱い、発明者への対価の考え方等も大きく異なる。[異なっていたが、今後はその差が解消されると予想される。]このことを踏まえ、大学等が知的財産権の創造及び活用に対して積極的に取り組むことができるよう、政府は、そのために必要な基本的考え方の提示や情報提供をしていくべきではないか。

< 論点 1 > 大学等と企業との橋渡し機能の拡充強化

- 大学等発の知的財産権をシーズとしてとらえ、企業のニーズとのマッチングや企業における事業化を積極的に推進することが求められている。そのためには、TLOの持つ技術移転の知見・ノウハウを最大限活用するためTLOとの連携の強化を図るとともに、公設試験研究機関や商社等の活用を図る等により、大学等と企業との橋渡し機能を充実強化すべきではないか。

(参考)

産学官連携に関する専門知識を有する人材(産学官連携コーディネーター)を大学等のニーズに応じて配置している。

大学知的財産本部整備事業実施機関の状況

- ・採択機関：43件(平成17年3月末現在)

TLOの整備状況

- ・承認TLO数：39機関(平成16年3月末現在)
- ・平成15年度実績、ライセンス件数：1679件、ロイヤリティ収入5.5億円
- ・TLOが産学のシーズとニーズをマッチングさせて行う実用化研究開発に対する支援。【大学発事業創出実用化研究開発事業(31.6億円)】

- 大学等は、企業との共同研究を戦略的・組織的に展開できる体制を整備拡充すべきではないか。政府はこれらに対して必要な支援策を講じるべきではないか。また、そのため参考となる成功事例集を作成・公表すべきではないか。

(参考)

国立学校設置法により「共同研究センター」が全国58大学に設置されたが、平成16年4月の国立大学の法人化により、その後は各国立大学法人の自主的な学内共同教育研究施設の設置方針に従い、組織整備が行われている。

平成17年度においては、産学官連携をより一層推進するため、大学知的財産本部を母体として、組織的に産学官連携を推進するための体制であるスーパー産学官連携本部の整備することとしている。

- 特に地域における成功例を表彰するような新しい顕彰制度が必要ではないか。また、スーパー産学官連携本部が今回新設されるが、このような大型案件だけでなく、地域での整備事業のような大学をコアとした地域での知財の成功例作りも必要で、新たな整備事業も必要ではないか。

< 論点 2 > 大学知財本部・TLOの業務運用の柔軟化

- 大学知的財産本部やTLOについては、運用が硬直的である、手続きに時間や手間がかかるということが現実問題として指摘されている。他方、大企業を中心に、企業の方が硬直的ではないかとの指摘もある。政府は、大学やTLOに対し、企業の実情に応じ契約内容や契約実務における運用をより柔軟におこなうように促すべきではないか。

(参考)

大学知的財産本部とTLOの全国的な連携組織である「大学知財管理・技術移転協議会」の活動を支援し、産学官連携・技術移転に関する成功事例の調査や情報の交換・共有等を促している。

平成17年1月に大学等の契約・交渉担当者の契約実務能力の一層の向上を図るため、国公私立大学関係者による「産学連携に係る契約担当者実務者のためのセミナー」を開催した。

経済産業省では、産学連携を活発に行っている企業へのヒアリング調査を通じて、大学との共同研究・委託研究及び大学研究成果のライセンスについて、TLOの技術移転能力、知的財産本部の事務処理能力、大学の産学連携関連規程・運用の3点から産業界からの評価を分析しているところ。

ヒアリング対象企業: 123社(産学連携活動を活発に行なっている大企業を各産業分野から38社、有力中小・ベンチャー企業から85社を選定。)

共同研究・委託研究、ライセンスに係る評価

評価基準	割合(%)
A うまくいっている	9.72
B 特に問題はない	71.38
C 改善の余地あり	18.90
合計	100.00

- 政府は大学やTLOが行っている契約について評価を行うとともに、参考のために契約の弾力的な運用の事例集を作成・公表すべきではないか。

- 政府は、TLO等において迅速かつ柔軟な契約を実現するとともにそのマッチング機能を高めるため、若手研究人材を技術移転スペシャリスト等として育成する取組を支援すべきではないか。

< 論点 3 > 円滑な試験研究の推進

- 大学等の自由な研究環境が確保されるように他者の特許発明の使用円滑化を図るため、政府は国費原資の特許発明についてのライセンスに関するガイドラインを作成し、研究コミュニティ全体に広く普及すべきではないか。

(参考)

産構審にて取りまとめられた特許法第 69 条の解釈について

昨年、産業構造審議会の下部委員会である特許戦略計画関連問題WGにおいて、従来から我が国で通説とされている学説を基に、69条の解釈に関する事実関係を整理した。上記WGでは、欧米、アジア諸国の制度も参考にして、各界有識者によって検討した結果、従来から我が国で通説とされている69条の解釈に特段の問題はないとの結論に至った。

- 大学等における試験研究の特許法上の取り扱いについては、この契約ガイドラインの普及による効果、影響等を見守る一方で、国費原資ではない特許発明を含め、各国における対応、国際的な議論の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討すべきではないか。

(参考) 試験研究例外に関する TRIPs30 条、27 条(1)、各国の制度状況

< TRIPs 協定第 30 条 >

「加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。」

「Members may provide limited exceptions to the exclusive rights conferred by a patent, provided that such exceptions do not unreasonably conflict with a normal exploitation of the patent and do not unreasonably prejudice the legitimate interests of the patent owner, taking account of the legitimate interests of third parties.」

< 各国の制度状況 >

上述した特許戦略計画関連問題WGにおいて、諸外国における類似の規定や判例、学説等についても調査したが、我が国において通説とされている試験又は研究の例外の範囲についての解釈は、諸外国における解釈と比較しても特に限定的なものではない。

試験又は研究の例外について

米国においては、試験又は研究の例外に係る明文の規定はない。

さらに、判例においては試験的使用の例外の適用範囲は、「娯楽のためか、単なる好奇心を満たすものか、厳密に哲学的な探求のため」の行為等に限定されるとされ、極めて限定的に解釈されている。このような状況の下で、研究を支援する新たな技術の開発や、より基礎的な研究への資金投入によって研究が促進される反面で、それらの特許化が進むことによって次の研究のインプットとなる技術下のアクセスが制限されることに対する懸念が大きいバイオテクノロジー分野では、NIH はリサーチツールガイドラインの策定、個別企業との了解覚書を結んで、リサーチツールとなる技術のアクセスの確保に努めている。

NIH 資金から生じた研究資源普及ガイドライン:

FDA の認可対象ではなく発見のためのツール、特定の製品向けでなく多くの研究者に有用な汎用の研究支援ツール、または、追加投資がなくとも直ちに使用が可能なツールのいずれかに該当するものについては、広範な使用を認めるべき。

個別企業との了解覚書

個別企業との間で特定の技術(オンコマウス、Cre-Lox 技術、ES 細胞等)について、「基本的に NIH はこれらの技術について無償で実施できる」との内容の了解覚書を結ぶ。

< 論点 4 > 共有特許の不実施補償等契約の取り扱い

・ 大学等と企業の共同研究契約等では、大学等が知的財産権の実施主体ではないことから、国有特許権等の契約に関する運用を定めた「特許権等契約ガイドライン」(平成10年6月24日特許庁長官通達特総第1173号)や、国立大学の法人化以前まで文部科学省が定めていた契約雛形の考え方を踏まえ、企業が大学等から実施料を求められることがある。昨年4月の国立大学法人化を契機に、産業界からいわゆる不実施補償等契約の見直しの要請が強く出され、更に日本知的財産協会(会員企業800社超)からは独占的实施権の設定についての補償を認めるという代替案が出されている、これについてどう考えるべきか。

・ 不実施補償のあり方については、産業界からは独占的实施権の設定については補償を認めるという代替案も出されているが、業種や技術の内容により様々なバリエーションが存在し、一律に契約の内容を決めることは望ましいことではない。今後、産業界の立場と大学の立場の違いを前提として、個々の案件毎にどのような契約形態がありうるか産業界と大学が議論を積み重ねていくことが重要ではないか。

(参考)

文部科学省が平成16年10月時点における不実施補償に関する調査を実施。(共同研究の実績がある66国立大学が対象)

- (ア) 4月から10月までの間に、企業との間で不実施補償に関する何らかの問題が生じた大学は50大学。
- (イ) 上記50大学のうち、不実施(非営利)主体である大学の特性を企業に説明し、企業側に理解された大学は30大学。
- (ウ) 66大学中、不実施補償は必要と回答したのが54大学、個々の内容によるが11大学、必要ないが1大学。
- (エ) 独占実施補償については選択肢の1つと回答したのが40大学、スタンダードな考え方が15大学、認められないが10大学、わからないが1大学。

さらに、平成17年1月に大学等の契約・交渉担当者の契約実務能力の一層の向上を図るため、国公立大学関係者による「産学連携に係る契約担当者実務者のためのセミナー」を開催した。

< 論点 5 > 紛争処理への対応

- ・ 大学等が関与する紛争処理への対応等知的財産の活用に関する問題が顕在化しつつある。大学等は、この問題についても適切に対応できるような体制整備を図る必要があるのではないか。政府は、このような体制整備に対して支援を行うべきではないか。

< 論点 6 > 先行技術調査に対する支援

- ・ 大学等における知的財産権の創造・活用基盤を整備するため、政府は、特許情報と論文情報を相互に活用できるデータベースの整備を進めるとともに、大学等の研究現場における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、学術情報ネットワークなどを通じ、特許情報が高速かつ高機能で検索できるようにすべきではないか。

(参考)

特許電子図書館について(無償、簡単な検索機能)

- (独)工業所有権情報・研修館は、インターネットを利用して工業所有権情報を閲覧できる特許電子図書館を無料で提供している。特許電子図書館では、明治以来発行されている特許・実用新案・意匠・商標の公報類及び関連情報とその簡単な検索システムを提供している。

- ・ 政府は、中小企業への支援と同様に、大学等を対象として、先行技術調査を支援すべきであるという意見がある一方、研究者が自らの研究を行うにあたり先行技術の調査を行うのは当然のことであり、支援の仕方としては、既にJSTが各地域に設置した特許化支援事務所において、各大学等の研究者が行った発明に対する先行技術調査を行っているので、その活用を促すべきである、との意見もある。これをどうすべきか。

JSTの特許化支援事務所は全国7ヶ所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)に設置されており、民間企業で研究開発から製品化に携わり、かつ特許出願の経験を有する特許主任調査員(16名)が先行技術調査や技術相談等を行っている。

年間約1500件の特許相談があり先行技術調査に関する問い合わせも多い。

当該事業については、展示会(イノベーション・ジャパン、新技術説明会、公募型事業募集説明会等)や大学への資料配布(パンフレットなど)による紹介を行うとともに、直接各大学を訪問して周知を図っている。(16年度は国公立約90大学を訪問)

全国8箇所の研究成果活用プラザ内の特許化支援事務所において、各大学知財本部の要請に基づき、特許相談業務を展開。知財本部が行う特許相談に関しては、支援事務所に属する特許主任調査員が出席し、発明のとらえ方等について指導助言を実施。先行技術調査についても、知財本部を通じて、プラザ内の特許化支援事務所において実施。

< 論点 7 > 研究者等への配慮

・ 大学等は、知的財産権の活用等を通じた社会貢献に積極的な研究者がその活動を実施するのに十分な時間と労力をかけることができるよう、研究、教育、産学連携等のそれぞれの任務についてエフォート管理を導入するなどして、講義や学内委員会活動等他の業務を軽減させるなど、特段の配慮をすべきではないか。政府は、そのような制度の導入を促進すべきではないか。

・ 企業との共同研究において、学生やポスドクにも秘密保持義務を負わせるべき、との意見があるが、雇用関係にないポスドク等に大学等が秘密保持義務を課すことは、困難な面がある。この背景には、共同研究に従事するポスドク等の人件費を、企業が経費として負担していない実態がある。このため、企業は、間接経費としてポスドク等の人件費を負担する扱いが妥当である旨、企業側を啓発する必要があるのではないか。

(参考)

各大学等の自主的な判断により、講義を担当しない教員を置くことが可能である。

2. 大学発ベンチャーにおける知的財産権の円滑な活用

(基本的認識)

大学等で生じた研究成果を社会に有効に還元する方策の一つとして、大学等の研究者や学生等が新たにベンチャー(以下、「大学発ベンチャー」という。)を起業する形態が考えられる。大学等から知的財産権のライセンスを受ける等し、その知的財産権をもとにして起業し、新事業を始める方策であり、我が国の産業競争力強化のためにもその活性化に高い期待が寄せられている。

大学発ベンチャーが活性化するためには、起業に対して意欲的な大学等の研究者などやそれを支える大学等に対して、インセンティブを与える必要があるのではないか。

大学発ベンチャーの活性化のためには、知的財産権が円滑に活用される必要があるが、そのため当面速やかに解決すべき課題としては、知的財産権を事業化につなげるための資金の調達、設備・人材等の確保及び利益相反マネジメントの適切な運用等が挙げられる。

< 論点 1 > 利益相反

・ 利益相反の問題については、ある機関であれば許されることが別の機関では駄目であるなど、個々の機関ごとにばらつきがある。また、実務レベルでは、明確な判断基準もないので、新しいベンチャーを立ち上げよう、投資をしていこうという者の意欲をかなり削いでいる。このような状態が続けば、大学発ベンチャー起業に対してアクティブな研究者ほど、利益相反の問題で被害を受けるということで、非常に阻害要因になっている。従って、各大学において利益相反ガイドラインを整備するなどして可能な限り判断基準を明確にすることにより、マネジメントの透明性を高める必要があるのではないか。

・ また、文部科学省で作成中の事例集を公表・周知するとともに、大学知財管理・技術移転協議会等において具体的な利益相反マネジメントのノウハウについて情報共有を図ることにより、各大学のマネジメント能力を高めることが必要ではないか。

(参考)

平成16年8月に国公私立大学等を対象として「利益相反マネジメントを考える会」を開催し、利益相反への対応について意見交換の場を設け、各大学におけるルール・体制づくりを促進した。

平成17年3月4日には、利益相反の中でも特に慎重な対応が求められる「臨床

研究・臨床試験」に特化して、関係者間で十分な議論を行うことを目的としたワークショップを開催した。

各機関における取組を支援するため、マネジメント体制運営のための情報発信の一貫として、利益相反の事例についての委託研究を行っており、完成次第周知する予定。

昨年8月の日本版AUTM(大学知財管理・技術移転協議会主催)において、利益相反マネジメントに関する分科会が設けられ、TLOや知的財産本部等の実務者、利益相反に関する有識者等による議論を経て、利益相反は産学連携を進める上で避けることのできない事柄であり、個々の大学で組織的にマネジメントすることが必要であるとの議論のとりまとめがなされた。

(参考)日本版AUTM型セミナー2004 利益相反セッション議論とりまとめ

(平成16年8月8日、大学知財管理・技術移転協議会 ビジネス委員会)

- 1) 産学連携を進めるのに当たって利益相反は避けられないという認識が必要である。
- 2) 利益相反が何故問題となるのかを関係者が良く理解することが重要である。
- 3) 利益相反は、産学連携を行う複数のプレーヤーが存在しているため、様々な利益相反事例に係る知見を集約し、大学として統一的な対応を図るためにも組織としての対応が求められている。
- 4) 利害関係者である教員個人が判断することは、社会的に見て独善的であり、問題があると判断される場合が多い。このような状態では安心して産学連携を行っていくことが難しい。

そのため、

利益相反ガイドラインの整備

利益相反委員会の設置 等

を組織として推進していくことが重要である。

- 5) 基準を設定しても常に社会の動向などにより利益相反・責務相反の定義が変わりうる可能性があり、常に外部から利益相反ではないか？との指摘を受ける可能性がある。外部有識者を踏まえた見直しを行い、妥当性のあるマネジメントを行っていくことと、外部からの指摘に対する大学の対応が重要となる。

- ・ 利益相反に関しては用語に妥当性を欠く上、株に関してのみ議論が集約し、本質とは異なる議論がなされているという意見がある。利益相反はグレーゾーンがある意味当たり前で、如何に管理するかが問題であることを周知させるべきではないか。その意味で、責務相反を含む広範囲な議論と問題点整理のため、コンプライアンスの観点からの議論を今後行うべきではないか。そこで、利益相反を含むコンプライアンスのガイドラインを整備すべきではないか。

< 論点 2 > ライセンス対価としての株式の取得

- ・ 国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、国立大学法人が知的財産権のライセンスの対価としての株式の取得を認めるべきであると、昨年5月総合科学技術会議において提言したところであるが、これについては、一定のルールの下で可能となった。政府は、この運用の解説を作成し、大学等に積極的に周知するなど、早期定着を図るべきではないか。

(参考)

平成17年3月29日付で各国立大学法人等には通知を發出済。また平成17年4月27日に全国国立大学法人の副学長を対象とした会議にて周知する予定。

- ・ 大学等の研究者が株式等を保有するケースでは、個人情報取り扱いがかなり問題になってきているというところも実例として出てきていることを踏まえ、利益相反ルールの適用及び個人情報の適切な取り扱いの両立について、大学等で十分検討すべきではないか。

- ・ 利益相反や株の問題に関して、大学の広報体制に問題があり、個人が対応せざるを得ない状況が存在している。今後、利益相反やコンプライアンスに関して大学での情報管理が必須であり、広報体制に関しても整備・管理する必要性を周知させるべきではないか。

< 論点 3 > ベンチャー支援制度の創設

- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所では、ベンチャー支援制度を整備し、ライセンス条件の優遇や研究施設・設備等の使用等の優遇措置をとっている。他の大学等でも、このような制度を速やかに導入すべきではないか。

(参考)

産業技術総合研究所のベンチャー支援制度について

次の条件を満たすベンチャー企業(原則、設立5年以内)は技術移転促進措置として、産総研の施設・装置の利用(利用料の割引)等の支援が受けられる。

産総研の研究成果を活用した事業を行う企業。

産総研の職員等が参画して、研究成果の実施を目指す企業。

産総研との共同研究に基づき、その研究成果の実施を目指す企業。

- ・ 政府は、大学発ベンチャー支援者ネットワークの強化を図るとともに、若手研究人材が大学発ベンチャーやベンチャーキャピタル等でOJTの研修を通じて知的財産を事業化に結びつけるための能力開発を行う取組を支援すべきではないか。

< 論点 4 > 制度の見直し

- ・ バイオテクノロジーなどの先端技術分野については、追加実験やデータの拡充等が必要なことが多いことを踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先権主張期間（現行1年）の延長、外国語出願の翻訳文提出期間（現行2ヶ月）の延長、インターネットを通じた特許審査の手続き書類等の閲覧の無料化、カラー図面の添付の許容について幅広い観点から検討し、必要に応じ法改正等制度の整備を行うべきではないか。また、拒絶理由通知の応答期間（現行60日）の延長などについて、利用者の利便性向上等の観点から制度を整備すべきではないか。

（参考）

一部継続出願：米国の特許制度の下、もとの出願が庁に係属している間には、もとの出願に新規事項を追加して新たな出願とできる制度。もとの出願に開示されている内容については、もとの出願の出願日の利益を享受できる。

拒絶理由の応答期間：国内居住者；60日（ただし、特定の交通不便地居住者は75日）

（また、意見書の作成に必要な謄本又は抄本の交付を本来の指定期間内に特許庁に請求した場合には、謄本又は抄本の発送の日から23日間延長可能）

在外者；3月（請求により3月延長可能）

国内優先権主張期間：1年

外国語出願の翻訳文提出期間：2月

3 . 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用

(基本的認識)

近年、地方分権の流れの中で、地域の特性をいかした特色ある地域社会が実現されつつある。そうした中で、地方自治体においても、知的創造の拠点たる大学等を地域の核として、関連研究機関、研究開発型企业との産学連携によって、革新的な技術開発を実現するなど、知的財産に関する取組が本格化しつつある。また、そこで生まれる人的ネットワークを基盤とし、技術情報、経営情報などの経営資源を関係者間で共有することを通じて、地域クラスターを形成し、地域特有の新規事業を開拓するという動きもみられる。政府は、今後とも引き続き、全国各地において特色ある発明や創作が生み出され、国全体が知的財産を核として豊かになれるよう、こうした取組を推進していく必要がある。(「推進計画2004」より)

特に、地域の自然資源を活かした産業や伝統産業、地場産業等は、特色ある地域作りを担ってきた存在であり、今後ともその発展が期待されている。しかしながら、このような産業においては、自らの所有する資源や技術、ノウハウ等を知的財産としてとらえていないため、その十分な活用がなされていないのが現状ではないか。

大学等は、知的財産の創造拠点として資源、技術、ノウハウ等の本質を見極める能力を有していることから、地域産業と連携することによって新たな知的財産が生み出されることが期待される。

政府は、このような地域の大学等と産業の連携による自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用に対して積極的に支援していくべきではないか。

< 論点 1 > 地域の特色ある知的財産の創造及び活用

- ・ 自然資源（海洋生物、山間植物等）の中には、有効成分や有用な遺伝子を含むものも多くある。地域の産業は、産学連携によって有効成分等を抽出する等してこれを知的財産としてとらえ、これを知的財産権として適切な権利取得を行い、またこの知的財産権を活用した新事業、新製品の開発に積極的に取り組むべきではないか。地方自治体及び政府は、そのような活動に対して積極的に支援すべきではないか。

・ 地域の持つ産業に付加価値を付けるときに生じる知的財産についても、適切に権利取得し、活用する方策を検討すべきではないか。地方自治体及び政府は、そのような活動に対する支援を強化すべきではないか。

・ ユビキタスネットワーク技術を活用することで、コンテンツをモノ、特に地域の特色ある工芸品等に埋め込み、これらのモノに楽しさ、いやし、などを演出するといった融合される新しいコンテンツづくり、モノづくりに積極的に取り組むべきではないか。その際、できあがったコンテンツ（モノ）を知的財産としてどのように保護すべきか、検討すべきではないか。また、このような新たなコンテンツづくりを担う人材の育成を行う必要があるのではないか。つまり、学際的な教育体制を促進させるべきでないか。また、知的財産の専門家養成においても、このようなジャンルを理解するカリキュラムが必要ではないか。

・ 政府は、このようにして生まれた知的財産について、十全な保護がなされているかを調査・分析し、諸外国の保護の状況等を踏まえつつ、その保護のあり方について検討すべきではないか。

・ 地域科学技術の発展のために、法人化後、多くの国立大学において地域との連携を大学の方針の一つに掲げているが、大学における知的財産戦略と地方公共団体等による地域の知的財産戦略との整合性が必ずしも取れていないなど、十分な連携が図られていないのではないかと指摘がある。今後、地域科学技術振興を図っていく上で、地域科学技術の発展に貢献する大きなポテンシャルを有する大学の知的財産本部の体制を強化し、地方公共団体との連携を密にするなどにより、地域において効果的に知的財産戦略を推進していくべきではないか。

（参考）

文部科学省においては平成 14 年度より、地域の主体性のもと、大学等の「知恵」を活用して新技術シーズを生み出し、新規事業の創出、研究開発型の地域産業の育成を図る「都市エリア産学官連携促進事業」を実施。このうち、以下の地域において、地域の自然資源（海洋生物、山間植物等）内に含まれる有効成分等を活用した地域産業の育成を図っている。

函館エリア：ガゴメ及びイカの高付加価値化等に関する開発研究

弘前エリア：鮭の鼻軟骨に含まれるプロテオグリカン応用研究

静岡中部エリア：心身ストレスの評価系の構築とみかんやお茶を活用した抗
ストレス食品等素材の開発

久留米エリア：零芝中の生理活性物質を利用した特定保健用

熊本県南エリア：海藻類に含まれる生理活性素材開発プロジェクト

例えば陸奥湾では年間5万トン（全国では21万トン）のホタテ貝が水揚げされその貝殻は廃棄されていた。八戸工業大学ではホタテ貝殻（セラミックス）が有害化学物質の分解機能、抗菌、消臭、防虫等の優れた機能を備えていることを発見し、この機能を生かした「シックハウス対応の壁材・塗料、水虫治療薬等の事業化に関心を持つ企業と連携して製品開発を行っている例がある。

島根県鹿足郡日原町においては産官学が共同で伝統的な養蚕業と製糸業をベースに蚕の無菌人工飼料などの工夫を施してシルクの高付加価値製品を開発し、また養蚕技術を生かして人工培養冬虫夏草の生産技術を開発するといった事例がある。

- ・ 大学や地域で生まれたシーズに知的財産の付加価値をつけるために、知財インキュベーション・センターを作るべきではないか。

< 論点 2 > 地域の公設試験研究機関の積極的活用

- ・ 地方自治体所属の研究機関等については、縦割りでなく地域諸機関が連携をとって、有効な知的財産の創出及び活用に取り組むようにすべきではないか。政府は、地方自治体が主体となって地域における知的財産の創造及び活用に取り組むよう、積極的に支援すべきではないか。

(参考)

地方公共団体の科学技術関係経費は、公設試予算をはじめとして、平成 13 年度を境に減少傾向にあり、普通会計予算に占める割合も減少。

- ・ 大学等発の知的財産については、地域中小企業が活用するには技術的ギャップがある場合があるため、直ちに利用可能とならない場合も多い。このことを踏まえ、地方自治体あるいは公設試験研究機関が大学等発の知的財産権を地域中小企業に使いやすいように応用開発することに積極的に取り組むべきではないか。政府は、このための地域における体制づくりや連携強化をこれまで以上に支援すべきではないか。

(参考)

全国公設試 WWW サーバーとして登録されている公設試験研究機関は 180 機関、工業試験場、工芸センター、食品加工研究センター、水産試験場、農業研究センター等、取り扱い分野が多岐に渡っている。

- ・ 地域研究開発促進拠点支援事業(RSP)を通して地域の拠点に大学等における研究シーズが蓄積されてきている。地方自治体は、この地域拠点に蓄積された研究シーズ及びコーディネートのノウハウを生かし、より地域のニーズにマッチした知的財産の創造及びその活用(技術移転)に積極的に取り組むべきではないか。

(参考)

地域研究開発促進拠点支援事業(RSP事業)のみならず、文部科学省の多くの地域学技術振興施策を通じて、地域の拠点に大学等における研究シーズが蓄積されてきている。RSP事業はH17年度をもって終了するものの、今後は研究成果活用プラザ事業においてシーズ育成試験を実施し、各地域に設置されたプラザにて、研究シーズの更なる蓄積及び育成に取り組んでいくところ。なお、都市エリア産学官連携促進事業や知的クラスター創成事業等を通じて、地域のニーズにマッチした知的財産の創出及びその活用に取り組んでいるところ。

< 論点 3 > 地域を超えた産学連携の推進

- 大学等と地域企業との間で円滑な産学連携が進められ、特色ある知的財産の創造・活用が図られるためには、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの果たすべき役割は極めて重要である点を踏まえ、地方自治体及び政府は、このような専門家の確保育成に積極的に取り組むべきではないか。

(参考)

文部科学省においては、平成 17 年度より、クラスター形成を図る上で基盤となる科学技術人材を、地域の産学官連携による取組によって養成していくため、各種専門講座の開設、若手コーディネータ育成支援といった人材育成支援を実施しているところである。

特許庁、(独)工業所有権情報・研修館で派遣しているアドバイザー一覧

特許流通アドバイザー	106名
特許情報活用支援アドバイザー	52名
知的財産管理アドバイザー	15名

- 地域の資源に対して最も高いニーズを有する東京や、その他の地域の企業がなかなか知ることができない。地域の大学等が開発研究しているものが地域の企業にしか開示されないというようなところが非常に多い。政府は、それを全国的にリンクできるような方法を検討する必要があるのではないか。

(参考)

文部科学省において、平成 16 年度より経済産業省と合同で、全国規模の合同成果発表会を東京において年一回開催しているほか、JST においても産学官連携データベースを通じて地域の成果を東京の企業に紹介しているところ。

4. 知的財産関連専門人材の育成

(基本的認識)

あらゆる制度を支えるのは人である。「知的財産立国」の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の増員及び育成が急務であるとされている。

知的財産の創造、保護、活用といった知的創造サイクルの各段階では、知的財産人材として、弁理士、弁護士のほか、大学、企業等の各機関に置いてもそれぞれの役割に応じた多種多様な人材が求められており、そのような役割に応じた人材をより多く確保・育成していく必要がある。

また、知的財産の重要性が高まり、知的財産の関連する業務が拡大するにつれて、これまで知的財産との関わりが少なかった営業・企画・経営等の分野においても、知的財産の知識や実務的な能力を有する人材が必要となり始めている。特に、知的財産創造支援、権利化、ライセンス、ベンチャー育成等、知的創造サイクルの各フェーズに則した実践的な実務家を育成し、企業や大学等で積極的に活用することが重要と考えられる。

加えて、児童・生徒、学生、社会人それぞれに対して知的財産に関するきめの細かい教育を行って国民の知的財産に対する理解を深めていくことも必要ではないか。

< 論点 1 > 体系的な知財人材育成総合戦略の推進 [のための環境整備]

・ 「知的財産立国」を実現するためには、知的財産を尊重するマインドを幼少期から醸成し、年齢に応じた知的財産教育を行っていくことにより、国民の知的財産制度に対する理解と認識を深めていく必要があるのではないかと。そしてその中から、知的財産の専門家を目指す人材が多く輩出されてくる必要があるのではないかと。

・ そのため、政府は、大学等や企業の経営者、研究者、その他の従業者等に対する知的財産関連実務知識の提供、加えて法曹や行政職員も含め、より実践的な知的財産実務家に対する専門教育、広く国民一般の知的財産に対する理解増進、知的財産制度に関する普及・啓発から、より高度な専門サービスを提供する知的財産専門家の育成、さらには、そのような専門家に対する能力向上のための教育までを、体系的に整理した総合的な人材育成戦略について具体的に推進する必要があるのではないかと。[教育までが、体系的に行われるような環境整備を行う必要があるのではないかと。]

- ・ J P Oの教材の体系（副読本、標準テキスト）
- ・ 産業財産権標準テキスト（対象者：専門高校生、工業高等専門学校、大学生等の生徒・学生）
- ・ 産業財産権教育用副読本（対象者：初等・中等教育機関の児童・生徒）
- ・ マルチメディア教材（対象者：小中学生）
- ・ 対象者別セミナー用教材
- ・ セミナーの体系
- ・ 対象者別セミナー
 - 大学・公的研究機関研究者向けセミナー、中小・ベンチャー向けセミナー、専門家養成セミナー、連携セミナー
- ・ 教育支援セミナー
 - 教職員向け知的財産教育支援セミナー、児童・生徒向け知的財産意識醸成セミナー、学生向け知的財産セミナー

< 論点 2 > 高度かつ学際的な知財専門人材の養成

- ・ 知的財産関連の紛争を未然に防止し、発生した場合に迅速に処理するためには、法律と技術の両方をわかる人材を弁護士として比較的短期間に相当数育成することが求められる。このような高度な知的財産人材育成のため、ポスドクを含め博士課程修了者が法科大学院に進むインセンティブを与える必要があるのではないか。政府は、どのようなインセンティブを与えるべきかについて、検討すべきではないか。

（参考）

H16年度、法科大学院に入学した理系入学者は486名（全体の8.4%）。

- ・ また、優れた発明等を強い知的財産権として育成させる専門人材として、知的財産を中心にしたビジネスの構築・支援までも含めた高度な専門性や国際性を備えた弁理士を多数育成する必要がある。そのためには、理系のみならず法律や経済等文系の人材も、知的財産専門職大学院やMOTプログラムに進むインセンティブを与える必要があるのではないか。そのため政府は、産業財産権に関する修士課程修了者に対する弁理士試験の科目免除について検討すべきではないか。

（参考）

弁理士試験は、短答式試験、論文式試験（必須科目＋選択科目）、口述試験からなる。選択科目は共通問題及び選択問題からなり、技術系6科目、法律系1科目から1科目を選択して受験する。選択問題に関する分野の研究による修士以上の学位保有者に対しては、当該選択問題に対応する選択科目の試験が免除される。

< 論点 3 > 実践的な実務家の育成及び活用

- ・ 大学等の中で契約に関する知見を有する担当者、法務の理解できる者が不足している。企業等の法務経験者やライセンス交渉の実務経験者等を大学等において確保する必要があるのではないか。またそのために、企業の知的財産担当者が大学等において契約や法務についても適切なアドバイスができるように、たとえば e - ラーニングを知的財産教育でも積極的に活用する等のスキルアップを図るための社会人教育を進めるべきではないか。

(参考)

e-Learning による知的財産教育の例

慶應義塾大学

科目名：大学の事業展開(コア機能と骨格)その2「研究機能、社会貢献機能」

奈良先端科学技術大学院大学

「知的財産・技術経営プログラム2005」(通信教育講座)

- ・ ルールができたときに運用する人材の問題というのが一番現場では大きい。日常レベルで利益相反の判断をしていく実務家を十分育てて、グレーゾーンについても相当に明確な判断基準を持って指導をしていけるような人材を育成すべきではないか。また、法科大学院だけでなく、たとえば経済学部の中でも知的財産の専門家を育成するプログラムを検討すべきではないか。

各大学の自主的な判断により、多様な知的財産教育が展開されているところ。

- ・ 政府は、若手研究人材に対してTLO、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でOJTの研修を通じて知的財産を事業化に結びつけるための能力開発を行う取組を支援することにより若手研究人材のキャリアパスの多様化を図ることが必要ではないか。

< 論点 4 > 基礎理解の推進及び普及啓発

- ・ 理科系の学生は科学技術をしっかり学ぶということが一番の基本であるが、同時に法務を活用する知財のルールもしっかり理解することが重要である。政府は、大学が学部あるいは大学院の段階で全員が知財の関係を学ぶような機会をつくり、場合によって必修科目あるいはそれに準ずるような仕組みをとることなどを促していくことが必要ではないか。これに関しては大学における教育については大学の自治を尊重する観点から、大学で教育すべき内容等については、各大学の自主的な判断において決定することとされているが、これをどのように考えるか。

(参考)

各大学の自主的な判断により、多様な知的財産教育が展開されているところである。

- ・ 研究活動において知財がどう関連してくるかということをブレンディング的に学習することが必要ではないか。そのためにも、知的財産については、啓発的なことをしながら皆で認識を共有することが必要。そういう意味での教育というものも大学の中に取り入れなくてはいけないのではないか。

(参考)

各大学の自主的な判断により、多様な知的財産教育が展開されているところである。

< 論点 5 > 知的財産学の整備・発達

- ・ 情報学や環境学の発達によって、情報(IT)産業や環境関連産業が発達したことに鑑み、科学技術、コンテンツ、法学、経営学等の多様なアプローチに基づき、知的財産学として、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進するべきではないか。